

業者名	登録部門	所在地	指名停止等の区分	指名停止等の期間	措置要件	指名停止等の理由
株式会社巴建設	建設工事	草津市南 笠東二丁目7番35号	指名停止 12月	令和7年12月22日から令和8年12月21日まで	「草津市建設工事等の指名停止等に関する基準」別表第1第2項第2号	草津市が発注した「草津小学校トイレ等改修工事（建築）」について、施工した工事の評定点数が、「草津市建設工事等の指名停止等に関する基準」第2条第1項の規定により別表第1第2項第2号の措置要件に該当する。 また、当該事業者は、令和7年12月4日から令和8年6月3日まで指名停止の期間中であることから、「草津市建設工事等の指名停止等に関する基準」第5条第2項第1号に基づき、上記期間の2倍の期間とする。
株式会社巴建設	建設工事	草津市南 笠東二丁目7番35号	指名停止 24月	令和8年2月12日から令和10年2月11日まで	「草津市建設工事等の指名停止等に関する基準」別表第1第2項第1号	草津市が発注した「改良住宅分離適合工事（R06－宮前団地他）」について、施工した工事の評定点数が、「草津市建設工事等の指名停止等に関する基準」第2条第1項の規定により別表第1第2項第1号の措置要件に該当する。 また、当該事業者は、令和7年12月4日から令和8年6月3日まで、および令和7年12月22日から令和8年12月21日まで指名停止の期間中であることから、「草津市建設工事等の指名停止等に関する基準」第5条第2項第1号に基づき、上記期間の2倍の期間とする。
株式会社巴建設	建設工事	草津市南 笠東二丁目7番35号	指名停止 24月	令和8年3月23日から令和10年3月22日まで	「草津市建設工事等の指名停止等に関する基準」別表第1第2項第1号	草津市が発注した「笠縫東まちづくりセンター改築工事（建築）」について、施工した工事の評定点数が、「草津市建設工事等の指名停止等に関する基準」第2条第1項の規定により別表第1第2項第1号の措置要件に該当する。 また、当該事業者は、令和7年12月4日から令和8年6月3日まで、および令和7年12月22日から令和8年12月21日まで、ならびに令和8年2月12日から令和10年2月11日まで指名停止の期間中であることから、「草津市建設工事等の指名停止等に関する基準」第5条第2項第1号に基づき、上記期間の2倍の期間とする。

株式会社巴建設	建設工事	草津市南 笠東二丁 目 7 番 3 5 号	指名停止 2 4 月	令和 8 年 3 月 2 3 日か ら令和 1 0 年 3 月 2 2 日まで	「草津市建設工 事等の指名停止 等に関する基 準」別表第 1 第 2 項第 1 号	草津市が発注した「改良住宅分離適合他工事（令和 7 年度－宮前団地他）」について、施工した工事の評定点数が、「草津市建設工事等の指名停止等に関する基準」第 2 条第 1 項の規定により別表第 1 第 2 項第 1 号の措置要件に該当する。 また、当該事業者は、令和 7 年 1 2 月 4 日から令和 8 年 6 月 3 日まで、および令和 7 年 1 2 月 2 2 日から令和 8 年 1 2 月 2 1 日まで、ならびに令和 8 年 2 月 1 2 日から令和 1 0 年 2 月 1 1 日まで指名停止の期間中であることから、「草津市建設工事等の指名停止等に関する基準」第 5 条第 2 項第 1 号に基づき、上記期間の 2 倍の期間とする。
日本交通技術株式会社 大阪支店	コンサル タント業 務等	大阪市西 区靱本町 一丁目 4 番 2 号 （プライ ム本町ビ ルディン グ）	指名停止 6 月	令和 8 年 3 月 3 1 日か ら令和 8 年 9 月 2 9 日 まで	「草津市建設工 事等の指名停止 等に関する基 準」別表第 2 第 3 項第 2 号イ	令和 7 年 1 2 月 1 9 日、公正取引委員会から、地方公共団体等が発注した東海旅客鉄道株式会社が管理する線路の跨線橋点検業務に関して、独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 このことは、「草津市建設工事等の指名停止等に関する基準」別表第 2 第 3 項第 2 号イに該当する。

株式会社 NPO 総合設計	コンサルタント業務等	滋賀県近江八幡市鷹飼町456番地3	指名停止 12月	令和8年5月21日から令和9年4月20日まで	「草津市建設工事等の指名停止等に関する基準」別表第1第2項第1号 別表第1第6項第4号	草津市が発注した「高穂中学校屋根・外壁他改修工事実施設計業務」について、履行した業務の評定点数が、「草津市建設工事等の指名停止等に関する基準」第2条第1項の規定により別表第1第2項第1号の措置要件に該当する。 また、受注者の責めに帰すべき事由により、履行期限までに業務を完了することができず履行遅滞となった。 このことは、「草津市建設工事等の指名停止等に関する基準」別表第1第6項第4号の措置要件に該当する。 なお、「草津市建設工事等の指名停止等に関する基準」第5条第1項の規定により、有資格業者が1の事案により別表第1および別表第2の各項に定める措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに定める期間の最も長いものをもって指名停止の期間とする。
株式会社カナデビアエンジニアリング 本店	建設工事	大阪市大正区鶴町2丁目15番26号	指名停止 1月	令和8年8月21日から令和8年9月20日まで	「草津市建設工事等の指名停止等に関する基準」別表第2第9項第7号	株式会社カナデビアエンジニアリングが建設業法第15条第2号で定める営業所専任技術者である者を工事現場の監理技術者として配置していたことは建設業法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、近畿地方整備局が令和8年6月19日付けで同社に対し同法第28条第1項により指示処分を行った。 このことは、「草津市建設工事等の指名停止等に関する基準」別表第2第9項第7号に該当する。

株式会社竹中土木 滋賀営業所	建設工事	大津市京町4丁目5番23号フォレスト京町ビル3階B号室	指名停止 1月	令和8年8月21日から令和8年9月20日まで	「草津市建設工事等の指名停止等に関する基準」別表第2第9項第7号	株式会社竹中土木の使用人は、近畿自動車道久宝寺高架橋他7橋耐震補強工事において発生した労働災害に関し羽曳野労働基準監督署長に虚偽の報告をしたとして、令和8年6月2日、労働安全衛生法違反の容疑で羽曳野区検察庁に略式起訴され、令和8年6月10日罰金刑に処せられた。 このことは、「草津市建設工事等の指名停止等に関する基準」別表第2第9項第7号に該当する。
----------------	------	-----------------------------	------------	------------------------	----------------------------------	--